

京都市告示第 139 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 6 月 2 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
深草経66号線	伏見区深草大亀谷大谷町3番地の2地先から 同町3番地の17地先まで	旧	メートル 27.30	メートル 4.90
		新	27.30	6.01 ~ 6.03

(建設局土木管理部道路明示課)